

報告第35号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 美生川河川敷パークゴルフ場災害復旧工事その1
- 2 工事の場所 芽室町 美生川河川敷パークゴルフ場
- 3 契 約 金 額 変更前 66,636,000円  
変更後 66,884,400円
- 4 契約の相手方 芽室町東3条1丁目7番地  
丹野建設株式会社  
代表取締役 丹野 泰彦
- 5 工 期 自 平成30年 8月 1日  
至 平成30年12月20日
- 6 工 事 概 要 復旧面積  $A=29,967.1\text{m}^2$   
基盤整備工事（掘削、築堤・表土盛土、植栽基盤工）、仮設工  
（表土すきとり）、園路広場整備工（駐車場・取付道路舗装）、  
グラウンド・コート施設整備（バンカー整備）
- 7 工事変更内容 土量数量の確定に伴う変更  
採取土及び購入土運搬距離の変更  
すきとり物数量確定に伴う変更

平成30年11月14日 専決処分

説 明

美生川河川敷パークゴルフ場災害復旧工事その1について、工事請負契約書第19条の規定により請負契約額について変更契約を締結したものであります。